

# 公益財団法人日本盲導犬協会

## 身体障害者社会参加支援施設 運営規程

### (目的)

第1条 公益財団法人日本盲導犬協会（以下、「協会」という。）では、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に基づく適正な運営を確保するために、設備及び運営に関する事を定め、協会の職員が、盲導犬貸与のための訓練を受ける視覚障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 協会が実施する事業の実施にあたっては、利用者の自立と社会参加を推進するために必要な盲導犬の育成・訓練、貸与、援助の実施、その他として利用者に対する相談、助言、指導及びリハビリテーション訓練を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村（特別区を含。）、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス事業者又は福祉サービスを提供する者との連携に務めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う協会施設（以下、「訓練センター」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 神奈川訓練センター  
所在地 神奈川県横浜市港北区新吉田町 6001-9
- (2) 名 称 仙台訓練センター  
所在地 宮城県仙台市青葉区茂庭字松倉 12-2
- (3) 名 称 日本盲導犬総合センター  
所在地 静岡県富士宮市人穴 381
- (4) 名 称 島根あさひ訓練センター  
所在地 島根県浜田市旭町丸原 155-15

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 訓練センターに勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

|                |                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------|
| センター長<br>(管理者) | 施設の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令遵守に基づき必要な指揮命令を行う     |
| 訓練指導員          | 盲導犬を希望する視覚障害者等に対し、盲導犬による安全歩行および犬の管理、並びに白杖歩行等の自立訓練を行う |
| 獣医師            | 盲導犬育成に係る犬に対し適切な獣医療の処置を行う                             |

この職員の他、医師、視覚障害生活等指導員等は外部の者と連携して対応する。

(訓練の内容)

第5条 訓練センターが提供する訓練・サービスの主な内容は次のとおりとする。

(1) 盲導犬歩行訓練

ア. 訓練基準

訓練は社会福祉法人日本盲社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会が定める盲導犬歩行指導計画基準および国家公安委員会に提出した訓練計画に基づいて行う。訓練期間は新規の者は4週間以上、代替えの者は2週間以上とし、訓練計画は訓練センターの盲導犬歩行指導員が作成する。

イ. 貸与資格

協会の定める「盲導犬貸与に関する規定」の条件を満たしていることとする。

(2) 視覚障害リハビリテーション事業

ア. 視覚障害者在宅生活指導（白杖歩行訓練等）

利用者の自宅等に訓練指導員が訪問し、視覚障害リハビリテーション訓練を行う。主に白杖歩行、日常生活動作、コミュニケーション訓練などを行う。訓練期間は、利用者と訓練内容、目標を共有し、達成できる期間を設定する。

イ. 短期視覚障害リハビリテーション

短期宿泊型の視覚障害リハビリテーション訓練。利用者の希望を確認し、個別の支援計画を作成する。訓練期間は、2泊3日～4泊5日の期間の中で支援計画に基づき実施する。

(利用者から受領する費用の額等)

第6条

(1) 盲導犬歩行訓練に関わる費用

ア. 訓練中の費用負担

協会の定める「盲導犬貸与に関する規定」に依ることとする。

イ. 盲導犬貸与期間における費用負担

盲導犬の貸与期間における使用、管理、保険並びに医療等の要する費用は使用者の負担とする。ただし協会が特別な事情があると認めた場合は協会がその費用の一部を負担することができる。

(2) 視覚障害リハビリテーション事業

ア. 視覚障害者在宅生活指導（白杖歩行訓練等）

訓練費として利用者の費用負担はない。ただし、公共交通機関を利用した場合は利用者の実費負担とする。

イ. 短期視覚障害リハビリテーション

利用料金は2, 250円×宿泊数となり費用には訓練費と食費も含まれる。

(3) 利用料金の支払方法

利用料金は現金による手渡しとする。

(訓練を受けるにあたっての留意事項)

第7条 サービスを利用するにあたって、利用者は訓練センター内の設備・器具を利用することができる。用法に反した利用により破損が生じた場合、賠償することとする。

2 喫煙は屋外指定場所で可能とする。

3 貴重品は、利用者の責任において管理することとする。

4 宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者等に迷惑を及ぼすことを行ってはならないものとする。

(非常災害対策)

第8条 訓練センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 訓練センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 訓練センターは、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第10条 訓練センターは、職員の資質向上のため研修（第9条に規定する権利擁護、虐待防止等の内容を含む。）の機会を設けるものとし、必要な体制の整備を行う。

- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、日本盲導犬協会職員就業規則第6条に基づいて取り交わした機密保持誓約書の記載事項を遵守させるものとする。
- 4 訓練センターは、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

(規定の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の審議を経て行う。

附 則

この規程は令和1年6月1日から施行する。

この規程は2024年4月1日から施行する。

この規程は2025年4月1日から施行する。